

令和6年 能登半島地震に対する緊急支援のお願い



被災された皆様、そのご家族様には心からお見舞いを申し上げます。また、懸命に救命、復旧作業にあたられている皆様、中にはご自宅やご家族が被災された方もいらっしゃるでしょうが、そのような状況での満身創痍の支援作業、本当にお疲れさまです。

余震が続きどれだけ怖く不安な思いを毎日されているだろうかと、報道で色々見聞きするたび胸が痛みます。

公益社団法人日本サードセクター経営者協会(JACEVO)は令和6年能登半島地震における被災者の支援をするサードセクター組織を支援するために寄付を募集します。

公益社団法人日本サードセクター経営者協会「寄付金規定」第4条に基づく特定寄付の募集について、募集種類及び「目論見書」内容は下記のとおりです。

令和6年能登半島地震災害支援金にかかわる寄付金の募集

1. 募集総額:500万
2. 募集期間:2024年1月20日(土)～2024年6月30日(日)までとする。
3. 募集対象:企業・団体、個人の皆様をお願いします。
4. 募集理由:令和6年能登半島地震被災者支援をするサードセクター組織を支援する。
5. 資金使途:受け入れた寄付金の85%は募集理由を実現するために充当する。

※寄付者氏名の公表等 ホームページに団体名、法人名(氏名)、個人名、及び金額を掲載する。※匿名希望の場合は、その旨の申し出を受ける。

◆申し込み方法及び募金方法

(1) 別紙の「令和6年能登半島地震に係る寄附金(特定寄附金)申込書」に必要事項を記入のうえ、本会事務局にメールで送付をお願いします。

(2) 募金は、下記の金融機関口座への振り込みをお願いします。なお、振込手数料は本人負担でお願いします。

<<振込先>>

三菱UFJ銀行 原宿支店 普通預金 口座番号 0059306
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

◆寄附金控除

JACEVOは税額控除対象の公益法人ではありませんが一般寄付金の領収書は発行できます。

- (1) 個人の場合 本会への寄附金は、所得税の所得控除は受けられます。
- (2) 法人の場合 本会への寄附金は、法人税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額が適用されます。